

報告第一号

令和四年第一回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和四年二月二十八日提出

大分県教育委員会教育長 岡本天津男

教委教改第1595号
令和4年 2月 21日

大分県知事 広瀬 勝 貞 殿

大分県教育委員会
教育長 岡本 天津 男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和4年2月17日付け財第467号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



(公印省略)

財 第 4 6 7 号
令和 4 年 2 月 1 7 日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・ 令和 4 年度大分県一般会計予算関係部分
- ・ 個人情報保護条例の一部改正について
- ・ 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について
- ・ 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・ 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・ 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- ・ 大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について
- ・ 大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について

2 議案提出県議会

令和 4 年第 1 回定例会

教委教改第1633号
令和4年 2月 25日

大分県知事 広瀬 勝 貞 殿

大分県教育委員会
教育長 岡本 天津 男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和4年2月24日付け財第476号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



(公印省略)

財 第 4 7 6 号
令和 4 年 2 月 2 4 日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

議案に対する教育委員会の意見について (照会)

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

・令和 3 年度大分県一般会計補正予算 (第 12 号) 関係部分

2 議案提出県議会

令和 4 年第 1 回定例会

令和4年度当初予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	令和4年度 当初予算案	令和3年度 当初予算額	差引増減	
3 福祉生活費	2 児童福祉費	26,446	26,633	△ 187	
10 教育費	1 教育総務費	6,860,685	6,608,228	252,457	
	2 小学校費	36,740,867	38,506,020	△ 1,765,153	
	3 中学校費	23,334,638	23,422,491	△ 87,853	
	4 高等学校費	28,607,218	28,539,892	67,326	
	5 特別支援教育費	11,651,521	13,312,625	△ 1,661,104	
	7 社会教育費	1,959,825	1,684,999	274,826	
	8 保健体育費	1,386,857	1,182,650	204,207	
11 災害復旧費	3 県立学校施設 災害復旧費	110,000	110,000	0	
教育委員会 計		110,678,057	113,393,538	△ 2,715,481 (△2.4%)	
	うち事業費	構成比	(15.3%)	(14.7%)	(1.4%)
		金額	16,964,045	16,721,584	242,461
	うち人件費	構成比	(84.7%)	(85.3%)	(△3.1%)
		金額	93,714,012	96,671,954	△ 2,957,942

<参考>

県予算額に占める教育委員会 予算額の割合	15.4%	16.1%	
県 予 算 額	717,841,000	702,731,000	15,110,000 (2.2%)

令和4年度当初予算案の概要（教育委員会関係）

(単位：千円)

事業名	令和4年度 当初予算案 〔 令和3年度 当初予算額 〕	当初予算案の概要	所管課
1 新時代の学びを支えるICT活用推進事業	115,673 (0)	ICTを効果的に活用した授業改善を図るため、ICT教育サポーターを育成・派遣するプラットフォームを運営するほか、教職員などが優良授業事例等を閲覧できるポータルサイトを開設する。	教育デジタル改革室
2 教員業務サポートスタッフ等派遣事業	756,052 (865,814)	コロナ禍における児童生徒の学びを保障するため、消毒等の事務作業を支援するスクールサポートスタッフ及びきめ細かな指導を行う学習指導員を配置する。 ・スクールサポートスタッフ 430人 ・学習指導員 363人	教育人事課
3 教員の産休・育休取得促進事業	74,724 (78,999)	教員が産休・育休を取得しやすい環境を整備するため、代替教員を早期配置し、ゆとりある引継期間を確保する。 ・休暇・休業期間に入る1～4か月前の代替教員配置の拡充 ※1学期産休取得予定者に加え、2学期に産休取得予定の小学校及び特別支援学校の学級担任教諭を対象に追加	教育人事課
4 県立学校施設整備事業	3,688,038 (4,315,890)	教育環境の改善を図るため、老朽化した校舎等の新增改築・大規模改造など県立学校の施設や設備の整備を行う。 ・第三次特別支援教育推進計画に基づく施設整備 (大分地区新設特別支援学校校舎の建設、別府地区基本設計等) ・大規模改造(中津東高校など11校) など 〔債務負担行為 898,022千円〕	教育財務課
5 公立高等学校等奨学金給付事業	371,341 (354,473)	保護者の経済的理由による修学機会の喪失を防止するため、修学意欲のある高校生等に対し奨学金を給付する。 ・対象 住民税非課税世帯 第1子 年額114,100円 (110,100円→114,100円へ増額) 第2子以降 年額143,700円 (141,700円→143,700円へ増額) 生活保護受給世帯(修学旅行費相当分) 年額 32,300円 専攻科の生徒に対し奨学金を給付する。 ・対象 住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯 年額 50,500円 (48,500円→50,500円へ増額)	教育財務課
6 いじめ・不登校等防止推進事業	169,294 (170,139)	いじめや不登校を未然に防止するため、教育相談体制を充実するとともに、先端技術を活用し早期発見に向けた取組を強化する。 【特】AIを活用したメンタルヘルス分析の試験導入 ・地域児童生徒支援コーディネーターの配置(22人) など	学校安全・安心支援課
7 いじめ・不登校等解決支援事業	267,030 (230,247)	児童生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高等学校・特別支援学校に配置する。 ・スクールカウンセラーを全公立小中高・特別支援学校に配置 ・ヤングケアラーのための配置拡充 ・フリースクールに通う児童生徒の支援 など	学校安全・安心支援課
8 スクールソーシャルワーカー活用不登校等対策事業	104,424 (91,003)	貧困など家庭環境に起因する不登校等の未然防止、解決のため、社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカー(SSW)及びSSWへの助言を行うスーパーバイザーを配置する。 ・ヤングケアラーのための配置拡充 ・フリースクールに通う児童生徒の支援 など	学校安全・安心支援課
9 未来を創るGIGAスクール推進事業	16,551 (18,085)	小・中学校での主体的・対話的で深い学びを推進するため、授業のイノベーションを促すフロンティア校においてICT活用による授業改善等を実施するとともに、中山間地域等における遠隔教育の実証を行う。 ・個別最適な学びを実現するためのAIドリル等の導入 ・中山間地域等の小規模校における遠隔教育の実証 など	義務教育課

事業名	令和4年度 当初予算案 〔 令和3年度 当初予算額〕	当初予算案の概要	所管課
10 未来を創る学力向上支援事業	859,826 (657,993)	小・中学校での学力向上を図るため、客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し、組織的な授業改善に取り組む市町村に対し、小学校教科担任制における専科教員（68人）等を配置する。 基礎・基本の定着に加え、活用力を把握するため、学力定着状況調査（小5及び中2）を実施する。	義務教育課
11 (特) さくら咲く特別支援学校就労促進事業	24,195 (0)	特別支援学校生の一般就労を促進するため、県立さくらの杜高等支援学校の授業内容を充実させ県内の特別支援学校に配信するとともに、教員向け研修などを実施する。 ・外部講師による授業の実施と他校へのWEB配信 ・教員向け専門教科実務研修や企業実地研修の実施 など	特別支援教育課
12 未来へつなぐ学び推進事業	169,542 (120,050)	これからの時代を担う高校生の確かな学力の育成とグローバル教育及びSTEAM教育を推進するため、英語4技能育成システムを構築するほか、先端技術を活用したEdTech教材を引き続き導入する。 ・英語4技能の育成に向けた認定テストの実施と指導体制確立 ・個別最適な学びを実現するためのAIドリル等の導入 ・STEAM教育のための学習用教材の導入	高校教育課
13 次世代人材育成推進事業	33,538 (32,938)	先端科学技術分野で活躍できる人材を育成するため、高校生が宇宙やエネルギー分野に興味を持ち、挑戦意欲の醸成に繋がる講座等を実施する。 ・高校生を対象とした通年型のSTEAM課題研究講座の実施 ・STEAMフェスタ及び宇宙と科学の高校生シンポジウムの開催 など	高校教育課
14 (特) 地域とつむぐ技術人材育成事業	30,083 (0)	本県産業の持続的な発展を担う技術人材を確保・育成するため、工業系高校において県内就職に向けた取組を強化するとともに、先端機器を活用した授業を実践する。 ・キャリアプロデューサーの配置の拡充（2名→4名）	高校教育課
15 (特) 大分の未来を担うビジネスリーダー養成事業	15,942 (0)	将来の地域を担うビジネスリーダーを確保・育成するため、商業系高校において課題発見・解決能力の向上に繋がる授業等を実施する。 ・地域の課題発見・解決力を育成する「おおいた地域未来塾」の開催 ・インバウンド向け観光ツアーの企画・コンテストの実施 ・魅力あるECサイト構築に向けた研修の実施	高校教育課
16 (特) 地域を支える福祉人材育成事業	2,222 (0)	地域共生社会の実現に取り組む福祉人材を確保・育成するため、福祉系高校において最先端の知識・技術習得に向けた取組を強化するとともに、福祉教育の魅力などの情報発信等を行う。 ・先進施設と連携した実習・体験活動の実施 ・海外福祉系学校とのオンライン研修 など	高校教育課
17 地域との協働による高校魅力化推進事業	37,986 (49,611)	地域の高校が中学生から選ばれ、地域に活力を生む学校となるため、地域課題探究学習の実践等地域と連携した取組を強化するとともに、中山間地域に立地する小規模高校とのネットワーク構築に取り組む。 ・高校を核としたプロジェクトの実施 限度額 基本型80万円、選択型70万円 (特別枠は上記限度額に200万円追加) ・小規模高校におけるICTを活用した教育授業の実証	高校教育課
18 子ども科学体験推進事業	45,199 (42,595)	小・中学生の科学に関する好奇心や探究心を育むため、学習機能を持った「体験型子ども科学館O-Labo（オーラボ）」を運営し、企業・大学・高校と連携した科学体験講座を実施する。 ・科学体験講座を開催するサテライトラボ（地域拠点）の拡充 【特】中学生を対象とした理数系講座「みらいの教室」の実施 など	社会教育課
19 (新) 生涯を通じた障がい者の学び支援事業	8,127 (0)	障がい者の生涯にわたる学びを支援するため、関係機関の連携体制を構築するとともに、地域における生涯学習の実践研究等を行う。 ・社会教育施設における教養講座の実施 など	社会教育課

事業名	令和4年度 当初予算案 〔 令和3年度 当初予算額 〕	当初予算案の概要	所管課
20 特 文化部活動改革推進事業	1,649 (0)	教員の部活動指導の負担軽減と生徒の文化部活動への参加機会確保を図るため、文化部活動の地域移行・合同部活動実施にかかる調査研究を行う。	文化課
21 活かして守る大分の文化財保護推進事業	14,889 (13,844)	「大分県文化財保存活用大綱」に基づき、地域とともに文化財を活かして守るため、市町村の地域計画作成を支援するほか、文化財への理解・関心を高める情報発信の強化や人材育成等を行う。 ・国・県指定文化財のデジタル図鑑の制作 ・子ども学芸員による企画展の開催 など	文化課
22 学校部活動改革サポート事業	41,390 (40,307)	教員の部活動指導の負担軽減と経験者による指導の充実を図るため、部活動指導員を配置するとともに、総合型地域スポーツクラブと連携し、部活動の地域移行等に関する調査研究を行う。 ・部活動指導員 135人（公立中学校122人、県立高校13人） ・中学校部活動の総合型地域スポーツクラブへの試行的移行（2校）	体育保健課
23 特 国民体育大会九州ブロック大会開催準備事業	58,959 (0)	令和5年度に開催される国民体育大会九州ブロック大会を成功させるため、競技環境の整備等を行う。	体育保健課

※ 〔新〕は「新規事業」、〔特〕は「ポストコロナおおいた挑戦枠事業」

大分県個人情報保護条例等の一部改正について

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」）が制定され、個人情報保護制度の見直しにより、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合された（整備法50条、附則2条）。

このため、上記法律の規定を引用している条例について改正を行うもの

2 条例の改正内容（①に関連する部分）

(1) 大分県個人情報保護条例の一部改正（第1条関係）

ア 引用法律の変更に伴う規定の整備

行政機関個人情報保護法
独立行政法人等個人情報保護法 ⇒ 個人情報保護法

イ 統計法の引用条項の改正（整備法附則46条）に伴う規定の整備

(2) 大分県特殊詐欺等被害防止条例の一部改正（第2条関係）

個人情報保護法の引用条項の改正（条ずれ）に伴う規定の整備

3 施行期日

令和4年4月1日（整備法の①の施行日）

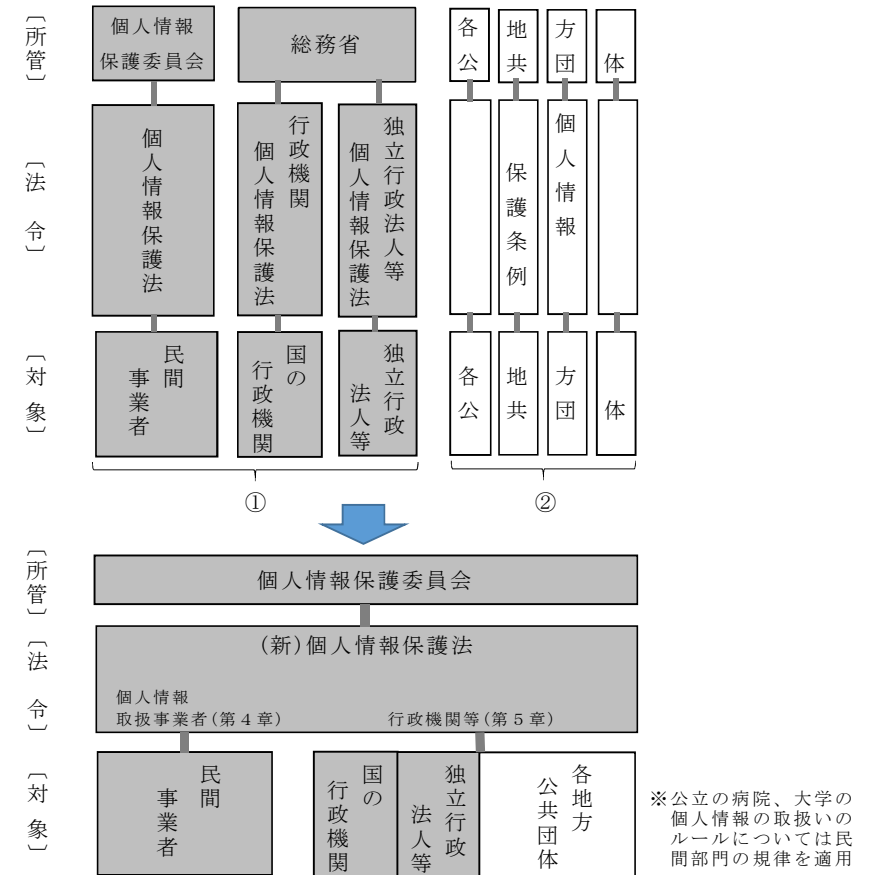
4 その他

地方公共団体に係る部分(②)についての大分県個人情報保護条例の改廃は、令和4年度の予定

【参考】

個人情報保護制度の見直しの全体像

①個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、②地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、③全体の所管を個人情報保護委員会に一元化



※ 国の行政機関や独立行政法人等に係る部分(①)は、令和4年4月1日に施行

地方公共団体に係る部分(②)は、整備法の公布の日（令和3年5月19日）から2年以内に施行

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について

教育人事課

1 改正理由

職員のサービスの宣誓の際の署名及び対面を不要とするため、職員のサービスの宣誓に関する条例について所要の改正を行うもの

2 改正内容

宣誓書について、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員等の面前において署名を行う」規定を削除し、提出のみを規定する。

現行	改正後
<p>第二条 新たに職員となつた者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>、別記様式による宣誓書に署名して_____からでなければ、その職務を行つてはならない。</p>	<p>第二条 新たに職員となつた者は_____、別記様式による宣誓書を<u>任命権者に提出して</u>からでなければ、その職務を行つてはならない。</p>

3 施行期日

公布の日

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

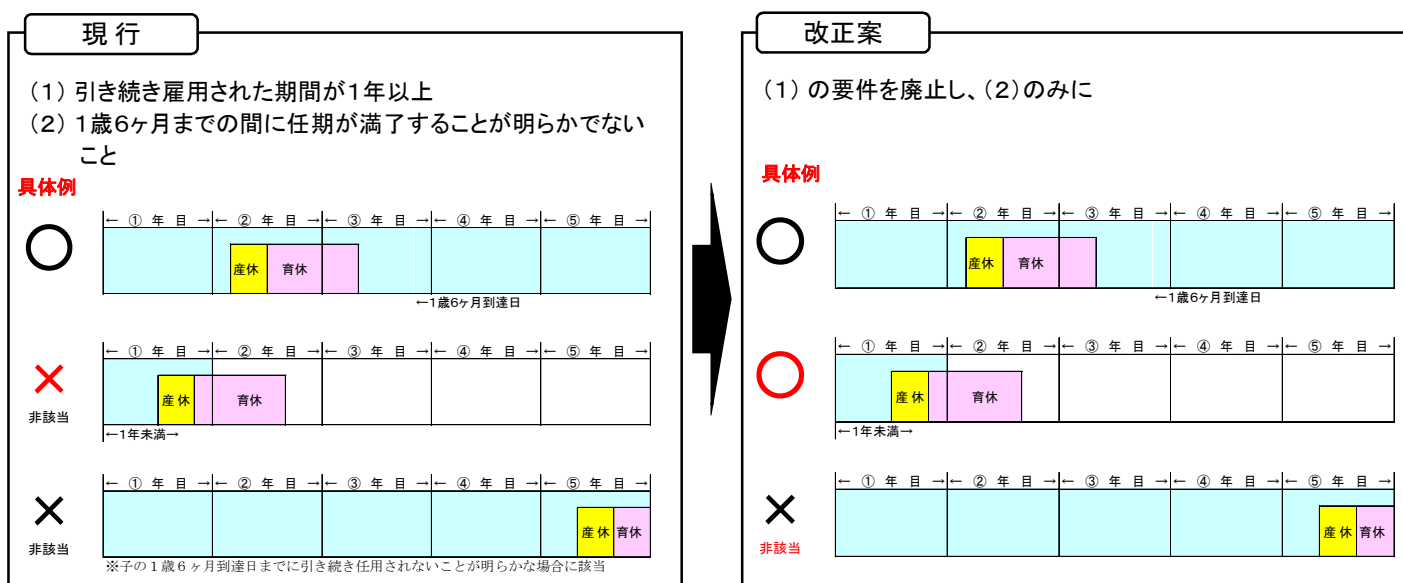
教育人事課

1 改正理由

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児等を両立できるようにするため、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい環境整備を行いたいので所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件緩和



(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等育児休業取得回数制限の緩和

- ① 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
- ② 勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）

3 施行期日

令和4年4月1日

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

項目1：職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

項目	改正内容				備考
期末手当	期末・勤勉手当の年間支給月数の引下げ（4.45月→4.30月）に係る6月期と12月期の支給月数の改正（引下げ分は期末手当に配分）				令和4年4月1日施行
	6月期		12月期		
	現行	改正後	現行	改正後	
一般職員 （再任用職員）	1.275 (0.725)	1.2 (0.675)	1.275 (0.725)	1.2 (0.675)	
特定管理職員 （再任用職員）	1.075 (0.625)	1.0 (0.575)	1.075 (0.625)	1.0 (0.575)	

項目2：一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条関係）

項目	改正内容				備考
期末手当	年間支給月数の引下げ（3.35月→3.25月）に係る6月期と12月期の支給月数の改正				令和4年4月1日施行
	6月期		12月期		
	現行	改正後	現行	改正後	
	1.675	1.625	1.675	1.625	

項目3：一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第3条関係）

項目	改正内容				備考
期末手当	年間支給月数の引下げ（3.35月→3.25月）に係る6月期と12月期の支給月数の改正				令和4年4月1日施行
	6月期		12月期		
	現行	改正後	現行	改正後	
	1.675	1.625	1.675	1.625	

項目4：特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正（第4条関係）

項目	改正内容				備考
期末手当	年間支給月数の引下げ（3.35月→3.25月）に係る6月期と12月期の支給月数の改正				令和4年4月1日施行
	6月期		12月期		
	現行	改正後	現行	改正後	
	1.675	1.625	1.675	1.625	

項目5：会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第5条関係）

項目	改正内容		備考
期末手当	会計年度任用職員の期末手当の額を決定する際に、常勤職員との事情の違い等も勘案して決定することができるよう、当該額の決定方法にかかる規定を改正するもの（条例第2条はパートタイム会計年度任用職員、条例第4条はフルタイム会計年度任用職員）		令和4年4月1日施行
	現行	改正後	
	一般職の常勤職員の例による。 ※ 一般職の常勤職員の期末手当の改正に合わせて額を改正する必要がある。	期末手当基礎額に1.20月を乗じた額に、在職期間の区分に応じた割合を乗じた額	

項目6：大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正（第6条関係）

項目	改正内容				備考
期末手当	年間支給月数の引下げ（3.35月→3.25月）に係る6月期と12月期の支給月数の改正				令和4年4月1日施行
	6月期		12月期		
	現行	改正後	現行	改正後	
	1.675	1.625	1.675	1.625	

附則

項	内容
第1項 (施行期日)	令和4年4月1日
第2項 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)	令和4年6月に支給する期末手当において、令和3年12月の引下げに相当する額を減額調整 $\text{令和4年6月の期末手当の支給額} = \text{基準額} - \text{調整額}$ 基準額・・・改正後の給与条例第22条に規定する期末手当の額 調整額・・・令和3年12月に支給された期末手当の額×同月1日における職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額 【再任用職員以外の職員】一般職員：15/127.5 特定管理職員：15/107.5 任期付職員・任期付研究員：10/167.5 【再任用職員】特定管理職員以外の職員：10/72.5 特定管理職員：10/62.5 【特別職の常勤職員】10/167.5 【県議会議員】10/167.5 ※調整額≥基準額の場合は、期末手当を支給しない。
第3項 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)	企業局等からの転入職員等について、第2項の特例措置を給与条例適用職員と同様に実施
第4項 (人事委員会への委任)	附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

大分県使用料及び手数料条例別表第3「技能検定試験関係事務に係る手数料」について、令和4年度に国が行う受検料の減免措置にかかる制度変更に伴い、次のとおり見直しを行う。

1. 技能検定試験の概要

- ・ 職業能力開発促進法に基づく国家検定制度。
- ・ 年2回実施。前期（4～9月）、後期（10～3月）
- ・ 機械検査、電子機器組立 など131職種
- ・ 受検手数料は、学科： 3,100円/職種
実技： 18,200円/職種

2. 国が行う減免措置の内容

- (1) 現行（平成29年度後期検定～）
- ・ 35歳未満の者が
2級または3級の実技試験を受検する場合
1職種あたり9,000円を減免する
- (2) 変更後（令和4年度前期検定～）
- ・ 25歳未満の在職者（雇用保険加入者）が
2級または3級の実技試験を受検する場合
1職種あたり9,000円を減免する

3. 2の変更を受けた県の対応

国の制度変更により意欲ある高校生等の挑戦が妨げられないよう、高校生等、在校生について現行の減免措置を継続（新たな制度を創設）

- ・ R4年度当初予算に必要な費用を計上。

4. 条例の改正内容

- (1) 規定の整備
2の変更に伴い、備考第1号に規定する減免措置の対象となる者の範囲を見直し。
(35歳未満の者→25歳未満の在職者)
- (2) 高校生等への特例の新設
高校生等、在校生が2級または3級の実技試験を受検する場合、当分の間、現行の手数料と同じ金額とする旨の特例を附則に新設。
- (3) 施行期日
令和4年4月1日から施行する。

【参考】改正後の受検手数料

単位：円

等級区分	現行		改正後		
	35歳未満	35歳以上	25歳未満	25歳以上	
特級、1級 単一等級	18,200		18,200		
2級	一般	9,200 (国)	18,200	9,200 (国)	18,200
	在校生			9,200 (県)	18,200
3級	一般	9,200 (国)	18,200	9,200 (国)	18,200
	在校生	3,100 (国)	12,100	3,100 (県)	12,100

()内は減免措置の実施主体

大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について

1 条例の概要	<p>高齢者、障がい者を含む全ての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できる福祉のまちづくりを進めていくことを目的として平成7年3月に制定。特定の建築物や信号機、道路（県道）等に係る基準等を規定。</p>																							
2 改正の理由	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の規定に基づく「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準を定める規則」及び「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、本条例に規定している信号機及び道路の基準を改正するもの</p>																							
3 改正の内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(1)条例第23条の4（信号機）関係 ← 参酌</p> <p style="text-align: right;">高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準を定める規則</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">主な改正点</th> <th style="width: 20%;">対象区域</th> <th style="width: 20%;">現行</th> <th style="width: 30%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①視覚障がい者等の安全のため設置する信号機の基準</td> <td>大分駅、鶴崎駅周辺 (公安委員会が作成する交通安全特定事業計画の区域)</td> <td>音響を発することができる信号機</td> <td>左記のほか、スマートフォン（通信端末機器）等による信号機情報の音声案内も可</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2)条例第23条の7（県道）関係 ← 参酌</p> <p style="text-align: right;">移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">主な改正点</th> <th style="width: 20%;">対象道路</th> <th style="width: 20%;">現行</th> <th style="width: 30%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①自転車歩行者専用道路 歩行者専用道路 幅員の規定等を整備</td> <td rowspan="2">大分駅、別府駅周辺の 県道 (国土交通省が指定)</td> <td>(規定なし)</td> <td>自転車歩行者専用道路の幅員 → 4 m以上 歩行者専用道路の幅員 → 2 m以上 等</td> </tr> <tr> <td>②立体横断施設（うちエレベーター） 内外を相互に視認できる構造の規定を追加</td> <td>出入口の戸にガラスをはめ込む措置</td> <td>左記のほか、画像を表示する設備の設置も可</td> </tr> <tr> <td>③旅客特定車両停留施設（バスターミナル） 道路付属物として設置するバスターミナルの通路や出入口の幅員等の構造基準について、「公共交通移動円滑化基準」に準じて規定</td> <td>全ての県道</td> <td>(規定なし)</td> <td>通路の有効幅員 →1.4m以上 出入口の有効幅 →0.9m以上 等</td> </tr> </tbody> </table> </div>	主な改正点	対象区域	現行	改正後	①視覚障がい者等の安全のため設置する 信号機 の基準	大分駅、鶴崎駅周辺 (公安委員会が作成する交通安全特定事業計画の区域)	音響を発することができる信号機	左記のほか、スマートフォン（通信端末機器）等による信号機情報の音声案内も可	主な改正点	対象道路	現行	改正後	① 自転車歩行者専用道路 歩行者専用道路 幅員の規定等を整備	大分駅、別府駅周辺の 県道 (国土交通省が指定)	(規定なし)	自転車歩行者専用道路の幅員 → 4 m以上 歩行者専用道路の幅員 → 2 m以上 等	② 立体横断施設（うちエレベーター） 内外を相互に視認できる構造の規定を追加	出入口の戸にガラスをはめ込む措置	左記のほか、画像を表示する設備の設置も可	③ 旅客特定車両停留施設（バスターミナル） 道路付属物として設置するバスターミナルの通路や出入口の幅員等の構造基準について、「公共交通移動円滑化基準」に準じて規定	全ての県道	(規定なし)	通路の有効幅員 →1.4m以上 出入口の有効幅 →0.9m以上 等
主な改正点	対象区域	現行	改正後																					
①視覚障がい者等の安全のため設置する 信号機 の基準	大分駅、鶴崎駅周辺 (公安委員会が作成する交通安全特定事業計画の区域)	音響を発することができる信号機	左記のほか、スマートフォン（通信端末機器）等による信号機情報の音声案内も可																					
主な改正点	対象道路	現行	改正後																					
① 自転車歩行者専用道路 歩行者専用道路 幅員の規定等を整備	大分駅、別府駅周辺の 県道 (国土交通省が指定)	(規定なし)	自転車歩行者専用道路の幅員 → 4 m以上 歩行者専用道路の幅員 → 2 m以上 等																					
② 立体横断施設（うちエレベーター） 内外を相互に視認できる構造の規定を追加		出入口の戸にガラスをはめ込む措置	左記のほか、画像を表示する設備の設置も可																					
③ 旅客特定車両停留施設（バスターミナル） 道路付属物として設置するバスターミナルの通路や出入口の幅員等の構造基準について、「公共交通移動円滑化基準」に準じて規定	全ての県道	(規定なし)	通路の有効幅員 →1.4m以上 出入口の有効幅 →0.9m以上 等																					
4 施行日	<p>公布日</p>																							

大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について

1 条例改正理由

※現行条例施行(H21.4)以降の社会情勢変化

- (1) 差別解消3法の施行(H28) (障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)
- (2) SNS等による誹謗中傷などの社会問題化
- (3) 性的少数者の人権問題への取組の必要の高まり
- (4) 新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別の発生など

2 改正内容、施行日

(1)改正内容

※社会情勢変化にあわせ、関係条文等を整理

- ① 条例名「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に改正
- ② 前文に「性的指向、性自認」、「情報化の進展などの社会情勢の変化による複雑多様化」等を追記
- ③ 第1条(目的)に差別解消3法等の関係法令等を追記
- ④ 第2条(基本理念)に「感染症の患者等に対する差別などのあらゆる不当な差別」等を追記
- ⑤ 第8条「差別をなくす運動月間」の名称を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」に改称
- ⑥ 第11条(調査研究)に「部落差別等あらゆる不当な差別に関する実態の把握」を追記

(2)施行日

公布の日

3 改正案に対する主な意見

(1)パブリックコメント(R3.10~11月)

- ・ 幼少期からの人権教育は重要である
- ・ インターネット上での差別的書込みが増えており、条例改正は時機にかなっている
- ・ 差別が解消されれば、人権尊重社会が実現するととられないように配慮が必要である
- ・ 条例名をわかりやすくした方が良い

(2)人権尊重社会づくり審議会(R3.12.17)

- ・ 「差別の解消」を入れるという趣旨はよい
- ・ なぜ「部落差別」を例示としてとりあげるのか
- ・ 「部落差別問題」は日本固有の問題で、人権行政の原点であることは理解する
- ・ 外国人や障がい者等も含めた「多文化共生社会」の視点も重要である

新旧対照表

改正後	現行
<p><u>大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例</u></p> <p>人権は、<u>全て</u>の人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。<u>全て</u>の人は、様々な個性をもった存在_____として皆同じように大切な人権を有しているのであり、これを侵害することは決して許されるものではない。</p> <p>しかしながら、今日なお、<u>部落差別</u>をはじめ、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、性的指向、性自認、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在する中で、さらにこれが、<u>情報化の進展などの社会情勢の変化により複雑多様化し、私たちの解決すべき課題</u>となっている。</p> <p>一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。<u>全て</u>の個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、<u>県民全て</u>の願いである。</p> <p>ここに、私たち大分県民は、<u>全て</u>の人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。</p>	<p><u>大分県人権尊重社会づくり推進条例</u></p> <p>人権は、<u>すべての</u>人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。<u>すべての</u>人は、様々な個性をもった<u>存在</u>であり、<u>人間</u>として皆同じように大切な人権を有している<u>のである</u>_____。</p> <p>しかしながら、今日なお_____、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別_____、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在し_____、私たちの解決すべき課題となっている。</p> <p>一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。<u>すべての</u>個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、<u>県民すべての</u>願いである。</p> <p>ここに、私たち大分県民は、<u>すべての</u>人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。</p>

改正後	現行
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第百九号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成二十八年法律第六十八号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他の人権尊重を目的とした法律等の理念にのっとり</u>、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策（以下「人権尊重施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もって<u>全て</u>の人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は_____</p> <p>_____、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策（以下「人権尊重施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もって<u>すべて</u>の人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。</p>

改正後	現行
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 人権が尊重される社会づくりの推進は、<u>全て</u>の人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、<u>全て</u>の人が<u>部落差別、障がい者に対する差別、本邦外出身者に対する差別、感染症の患者等に対する差別その他のあらゆる不当な差別</u>（以下「<u>部落差別等あらゆる不当な差別</u>」という。）及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びに<u>全て</u>の人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p>(差別をなくす運動月間及び人権週間)</p> <p>第8条 <u>部落差別等あらゆる不当な差別</u>の解消の取組を進めるために<u>部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間</u>（以下「<u>差別をなくす運動月間</u>」という。）を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第10条（略）</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 人権が尊重される社会づくりの推進は、<u>すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別</u> _____及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びに<u>すべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない</u>。</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p>(差別をなくす運動月間及び人権週間)</p> <p>第8条 _____<u>差別</u>の解消の取組を進めるために _____<u>差別をなくす運動月間</u> _____を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第10条（略）</p>

改正後	現行
<p>(調査研究)</p> <p>第 11 条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識及び部落差別等あらゆる不当な差別に関する実態の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。</p> <p>第 12 条～第 15 条 (略)</p>	<p>(調査研究)</p> <p>第 11 条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識_____の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。</p> <p>第 12 条～第 15 条 (略)</p>

令和3年度2月補正予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	既決予算額	補正予算案	計	
3 福祉生活費	2 児童福祉費	26,633	△ 765	25,868	
10 教育費	1 教育総務費	6,608,228	△ 506,459	6,101,769	
	2 小学校費	38,506,020	△ 247,521	38,258,499	
	3 中学校費	23,422,491	119,590	23,542,081	
	4 高等学校費	28,547,556	59,266	28,606,822	
	5 特別支援教育費	13,312,625	△ 338,432	12,974,193	
	7 社会教育費	1,684,999	△ 29,462	1,655,537	
	8 保健体育費	1,182,650	671,881	1,854,531	
11 災害復旧費	3 県立学校施設災害復旧費	110,000	△ 88,000	22,000	
教育委員会 計		113,401,202	△ 359,902	113,041,300	
	うち事業費	構成比	(14.8%)	—	(14.2%)
		金額	16,729,248	△ 715,829	16,013,419
	うち人件費	構成比	(85.2%)	—	(85.8%)
		金額	96,671,954	355,927	97,027,881

令和3年度一般会計2月補正予算案の概要（教育委員会関係）

(単位：千円)

事業名	予算案	事業の概要	所管課
1 新時代の学びを支えるICT活用推進事業	(7,664) 129,995 137,659	ICTを効果的に活用した学習環境の充実を図るため、県立学校や社会教育施設のネットワーク環境を拡充するほか、タブレット端末の追加整備を行う。	教育デジタル改革室
2 県立学校等学習環境緊急整備事業	(0) 170,850 170,850	感染拡大を防止するため、県立高等学校、中学校及び特別支援学校において使用する消毒液等の衛生用品を確保する。 また、市町村による公立幼稚園向け衛生用品の購入に要する経費に対し助成する。 ・補助率 1/2	教育財務課

※ 予算案欄の上段（ ）は既決予算額、中段は補正予算案、下段は累計。

(14)

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

(1) 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 議 会 費			千円 10,648
	1 議 会 費		10,648
		議会運営費	10,648
2 総 務 費			632,703
	2 企 画 費		290,888
		祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク施設整備事業費	6,674

(24)

		交通安全施設整備費	5,192
10 教 育 費			419,461
	1 教 育 総 務 費		201,198
		県立学校等学習環境緊急整備事業費	170,850
		教職員住宅等整備事業費	7,970
		私立学校感染症対策等支援事業費	22,378
	4 高 等 学 校 費		141,620
		新時代の学びを支えるICT活用推進事業費	129,995
		ものづくりスペシャリスト育成推進事業費	11,625
	7 社 会 教 育 費		73,473
		文化財保存事業補助事業費	27,666
		活かして守る大分の文化財保護推進事業費	3,630

		九重青少年の家施設整備事業費	42,177
	8 保 健 体 育 費		3,170
		学校保健費	3,170
11 災 害 復 旧 費			10,997,569
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費		3,390,587
		農林水産関係災害時緊急対応事業費	176,000
		団体営耕地災害復旧事業費	2,679,728
		県単林道災害復旧事業費	3,502
		林道災害復旧事業費	232,474
		漁港災害復旧事業費	298,883
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		7,588,621
		(公) 災害復旧事業費 (河川課分)	7,215,598

(2) 変 更					
款	項	事 業 名	既 定 額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
6 農 林 水 産 業 費			10,708,000	7,922,375	18,630,375
	3 農 地 費		4,251,000	6,181,238	10,432,238
		基幹水利施設保全対策事業費	222,000	343,763	565,763
		農業水利施設保全合理化事業費	366,000	798,672	1,164,672
		小水力発電施設整備事業費	77,000	386,858	463,858
		水田畑地化推進基盤整備事業費	107,000	210,383	317,383
		経営体育成基盤整備事業費	1,134,000	2,039,158	3,173,158
		農道保全対策事業費	4,000	2,800	6,800
		農村振興総合整備事業費	11,000	48,974	59,974
		中山間地域総合整備事業費	601,000	952,744	1,553,744

		(公) 港湾改修統合事業費	108,000	260,721	368,721
	5 都市計画費		1,412,000	1,472,324	2,884,324
		(単) 街路改良事業費	70,000	157,601	227,601
		(公) 街路改良事業費	1,268,000	1,242,583	2,510,583
		(公) 県営都市公園長寿命化対策事業費	74,000	72,140	146,140
	6 住宅費		162,000	225,524	387,524
		県営住宅ストック活用推進事業費	25,000	49,537	74,537
		(公) 県営住宅建設事業費	112,000	78,624	190,624
		(公) 既設県営住宅改善事業費	25,000	97,363	122,363
10 教育費			316,000	66,000	382,000
	4 高等学校費		270,000	66,000	336,000
		高等学校施設整備事業費	270,000	66,000	336,000

第 3 表

債務負担行為補正

(1) 追加

事 項	期 間	限 度 額
1 消防学校給食業務委託料	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	千円 12,567
2 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給	令和 3 年度から 令和 6 年度まで	1,969,195
3 河川情報基盤維持管理委託料	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	30,857
4 ダム管理設備点検業務委託料	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	13,089
5 砂防情報基盤維持管理委託料	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	21,959

(36)

6 定時制高等学校給食業務委託料	令和 3 年度 から 令和 7 年度 まで	59,504

(2) 変 更			
事 項	期 間	限 度	額
1 自動車税種別割納税通知書作成等業務委託料			「12,535千円」を「9,670千円」
2 税務業務アウトソーシング推進事業			「98,815千円」を「84,617千円」
3 二豊学園施設改修事業			「61,353千円」を「0千円」
4 農業近代化資金等利子補給			「247,108千円」を「204,300千円」
5 災害資金利子補給			「17,461千円」を「7,716千円」
6 特定災害資金利子補給			「2,631千円」を「1,162千円」
7 農業経営負担軽減支援資金利子補給			「35,262千円」を「21,760千円」

16 防災重点農業用ため池山清水溜池地区堤体改修事業		「60,000千円」を「0千円」
17 防災重点農業用ため池九郎仁田地区堤体改修事業		「13,000千円」を「0千円」
18 防災重点農業用ため池重（下）池地区堤体改修事業		「90,000千円」を「0千円」
19 防災重点農業用ため池八面山新池地区堤体改修事業		「195,600千円」を「0千円」
20 （公）道路改良事業（年度内支出を伴わないもの）		「117,000千円」を「417,000千円」
21 （公）道路施設補修事業（年度内支出を伴わないもの）		「30,000千円」を「160,000千円」
22 生活排水処理施設整備費補助		「263,600千円」を「250,777千円」
23 県立学校施設整備事業（大分支援学校）		「240,000千円」を「178,200千円」

(40)

24 県立図書館カウンター業務委託料		「144,136千円」を「138,710千円」